

報道関係者 各位

令和4年8月30日(木)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 小暮 健一

室長補佐 大村 玲子

(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金は10月1日から 「時間額987円」に改正されます！

埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「埼玉県最低賃金」について、埼玉労働局長(久知良 俊二)は、埼玉地方最低賃金審議会(会長 土屋 直樹 武蔵大学経済学部 教授)の調査審議を経て、本年8月5日付けの改正答申どおり「時間額987円」に改正決定し、9月1日付けの官報に公示します。

その効力発効日は、令和4年10月1日(土)になります。

令和4年度の最低賃金の改正は、時間額表示となった平成14年度以降、最も大きい引上げ額(31円)となります。

改正額 (時間額)	現行額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発効日
987円	956円	31円	3.24%	令和4年10月1日(土)

改正される埼玉県最低賃金の効力発効日の本年10月1日(土)からは、埼玉県内で事業を営む使用者は、原則として、その使用するすべての労働者に対し、「時間額987円」以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金額の引上げにより埼玉県内の事業所で働く約16万人以上の労働者が影響を受けると推測されます。

埼玉労働局では、官報に公示される9月1日から効力発効日の10月1日までを「埼玉県最低賃金周知強化期間」として、各労働基準監督署及び各公共職業安定所(ハローワーク)とともに集中的に周知活動を行います。

その一環として、埼玉地方最低賃金審議会の公労使委員と局署幹部による街頭啓発行動を次のとおり行いますので、取材方よろしくお願いたします。

【埼玉県最低賃金の改正に係る街頭啓発行動】

日時	場所	対応者
9月30日(金) 8:30～(30分)	JR大宮駅西口ペDESTリアンデッキ	公労使委員、労働局長ほか
	JR熊谷駅コンコース	労使委員、労働基準部長ほか

上記場所において、啓発品（周知用チラシ入りポケットティッシュ）配布を行います。

●今後のスケジュールは、次のとおりです。

